

JA いなばの行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画策定する。

<1. 計画期間> : 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

<2. 実施内容>

目標1：所定外労働時間を削減するための措置

《対策》・平成23年7月から週1回を「ノー残業デー」とし、残業削減と職員の仕事への（動機・やる気）を高めるために実施する。
ただし、農繁期の4・5・6月、9・10月は除く

目標2：1日の所定外労働時間を削減するための措置

《対策》・所定外労働時間をやむなく行う場合は、直属の上司に「申請」し、「承認」を受けた範囲内で実施する。
ただし、本人の申請した時間がそのまま認められるとは限らない事。また、上司は、限られた職員のみには負担がかからないように十分に仕事配分に留意し承認を実施すること。

目標3：1ヶ月間の所定外労働時間の削減するための措置

《対策》・月間の所定外労働時間について、36協定で定める上限時間の90%程度となるように管理していく。（10%削減が目標）

以上